

「不利益処分」 基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	統括防火管理者選任命令	
根拠法令・条項	消防法第 8 条の 2 第 5 項	
所 管 課	予防部	予防査察課
処 分 基 準 （処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）	・設 定 ・設定できない ・基準を公開できない 消防法第 8 条の 2 第 1 項の統括防火管理者が定められていないと認められることが処分基準である旨、根拠条項の規定上明らかである。	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	ただし、行政手続法第 13 条第 2 項第 3 号に規定する「施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であつてその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき」に該当するため、手続を省略する。
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	